
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第5号

平成 29 年 3 月 21 日付 28 長監第 62 号の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 8 月 1 日

長崎県監査委員	石	橋	和	正
同	砺	山	和	仁
同	外	間	雅	広
同	深	堀		浩

H29-01090-01597
平成 29 年 5 月 30 日

長崎県監査委員	石橋	和正	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	外間	雅広	様
長崎県監査委員	深堀	浩	様

長崎県知事 中村 法道 印

平成 28 年度行政監査結果に係る措置について（通知）

平成 29 年 3 月 21 日付 28 長監第 62 号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
監査対象機関: 広報課	
【監査対象印刷物: ながさきにこり】	
<p>(1) 配布部数及び配布先について ア 「ながさきにこり」の配布の効果は、次の4点としている。</p> <p>(ア) 県外の方の本県への訪問意欲を高める。 (イ) 県内外の方の長崎県産品の購買意欲を高める。 (ウ) 県内外の方に本県ならではの文化等に興味を持ってもらい、本県への愛着を高める。 (エ) 県民に本県の魅力を理解してもらい、県外在住の知人等に本県の魅力を伝える。</p> <p>上記のうち、(ア)～(ウ)を達成するためには、特に県外への配布の拡大が重要である。 しかしながら、第33号(平成28年12月発行)の配布先の内訳は、県外36.9%(団体6,204部、個人5,791部)、県内63.1%(団体18,539部、個人1,966部)で、県外の割合が低い状態となっている。 したがって、これまで以上に県外への配布の拡大に取り組む必要がある。</p>	<p>県外からの訪問意欲や県産品の購買意欲を高めるため、県外配付拡大に下記のとおり取り組んでいます。今後、さらに県外配付拡大に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>50部以上の新規設置箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸空港ターミナル(株) 300部 ・中部国際空港(株) 200部 ・電通パブリックリレーションズ 165部 ・日本橋長崎館 150部 ・島半観光(株)(太宰府市) 150部 ・宇和島運輸(株) 100部 ・長崎県東京産業支援センター 50部 ・ベストウェスタンホテル高山 50部 ・ホテルパールシティ黒崎 50部 ・ホテルクラウンパレス北九州 50部 ・八代グランドホテル 50部 ・ちゃんぼん屋(常滑市) 50部 <p>計 1,365部</p> <p>設置部数の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まるごとっぽん(浅草) 200部 ・その他個人配付等 ・無料配布希望者等 576部 <p>合計 2,141部</p>

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
監査対象機関:土地対策室	
【監査対象印刷物:長崎県の国土調査】	
<p>(1) 配布部数及び配布先について イ 「長崎県の国土調査」は、地籍調査の概要、地籍調査の実施状況等を掲載した冊子とともに長崎県地籍調査実施状況図(以下「全県地図」という。)を添付して、行政機関(国、県等の機関145部、市町91部)等に配布している。 全県地図は、市町の住民説明にも使用されているとしているが、市町単位で使用するには大まかな地図で、住民説明に適しているか疑義がある。一方、全県地図の印刷経費は、全体の約8割を占めている。そのため、特に全県地図については、使用目的に沿った配布部数及び配布先となるよう見直しを検討する必要がある。</p>	<p>現在、「長崎県の国土調査」の冊子全てに全県地図を添付しています。 今後は、国土調査の担当市町、関係機関については県内の現状を理解いただき、今後の事業推進に役立てていただくため、全県地図の添付を行っていきますが、それ以外については冊子だけの配布とする方針で検討していきます。 全県地図は、部数減による1冊当りの単価増の可能性もあり、結果として経費削減に大きくは繋がらないことも考えられますが、検討は行ってまいります。</p>
<p>(3) インターネットの活用について ア 「長崎県の国土調査」は、国土調査への理解と事業推進の円滑な実施のために、行政機関等に配布している。発行部数が300と少なく、配布箇所が限定されるものの、地籍調査について県民の理解を広めたいとしていることから、県庁ホームページに印刷物と同じ内容の電子ファイルを掲載すべきである。</p>	<p>これまで土地対策室のホームページに国土調査について関する記述を別に掲載していましたが、今後は「長崎県の国土調査」と同じ内容の記述を掲載します(全県地図除く)。</p>

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
監査対象機関:文化振興課	
【監査対象印刷物:ミュージアム県ながさき】	
<p>(3) インターネットの活用について 「ミュージアム県ながさき」について、長崎観光ポータルサイト(ながさき旅ネット)や県庁ホームページの「県の発行物」にそれぞれへのリンクを貼っていない。しかし、県内外の観光客等へのPRの目的があることから、観光客等により多くの知る機会を提供するためにもリンクを貼るべきである。</p>	<p>長崎観光ポータルサイトおよび県庁ホームページの「県の発行物」に、「ミュージアム県ながさき」のPDFデータが掲載されている「ながさき歴史・文化ネット」へのリンクを貼りました。 次号から発行ごとに「県の発行物」ページに掲載し、お知らせを行います。</p>

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
監査対象機関: 人権・同和対策課	
【監査対象印刷物: 人権に関する県民意識調査 - 平成27年度意識調査報告書 - 】	
<p>(1) 配布部数及び配布先について ウ「人権に関する県民意識調査 - 平成27年度意識調査報告書 - 」は、人権の意識に関する31項目のアンケート(有効回答1,259人)について、全体、前回調査との比較、行政区域別、性・年齢別及び職業別の集計結果を掲載している(以下「詳細版」という。全251ページ)。また、これとは別契約で、上記の全体の集計結果のみを掲載した概要版(全23ページ)を発行している。 これらの詳細版及び概要版は、県内の学校、全都道府県等に配布している。 詳細版については、概要版と比べ1冊あたりの経費が多額となることもあり、経済性の観点から、場合によっては、詳細版に代えて概要版を配布するにとどめるなど、配布先の活用状況を踏まえながら、詳細版及び概要版の配布先、部数の見直しを図るべきである。</p>	<p>(1) 配布部数及び配布先について 本報告書は5年おきに作成して、県内の市町、学校等教育機関、長崎法務局、人権擁護委員連合会など人権に関係した団体や他の都道府県の人権行政所管課等へ配布しています。 次回作成にあたっては、人権教育・啓発にかかる施策を直接的には立てない学校、図書館等においては概要版のみの配布とするなど、報告書の配布先を一部見直すことにします。</p>

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
監査対象機関: 自然環境課	
【監査対象印刷物: 九州自然歩道ルートマップ】	
<p>(2) 掲載内容について ア 「九州自然歩道ルートマップ」は、豊かな自然と歴史・文化を巡ることができる歩道を15のルートに分けて掲載し、観光協会等に配布している。他県の同種の印刷物のように、マナーの啓発等のために、(ア)歩道以外の山や畑に入らないこと、(イ)歩行中は禁煙、(ウ)植物や鉱物を採ったり傷つけたりしないこと、(エ)ゴミの持ち帰りなどの注意事項を記載することを検討する必要がある。</p> <p>また、各コースの歩行時間の目安、難易度又は注意事項の記載があれば、より安全なトレッキングが図られるため、記載することを検討する必要がある。</p>	<p>九州自然歩道ルートマップを掲載しているホームページにマナー等の啓発に関する文言を記載しました。</p> <p>今後、同様の印刷物を作成する際には、各コースの歩行時間の目安、難易度や注意事項などを記載するよう検討します。</p>
<p>(3) インターネットの活用について イ 「九州自然歩道ルートマップ」について、長崎観光ポータルサイト(ながさき旅ネット)や県庁ホームページの「県の発行物」にそれぞれへのリンクを貼っていない。しかし、県内外の観光客等へのPRの目的があることから、観光客等により多くの知る機会を提供するためにもリンクを貼るべきである。</p>	<p>「九州自然歩道ルートマップ」について、長崎観光ポータルサイト(ながさき旅ネット)及び県庁ホームページの「県の発行物」にリンクを掲載しました。</p>

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
監査対象機関:都市計画課	
【監査対象印刷物:長崎景色】	
<p>(1) 配布部数及び配布先について 「長崎景色」は、個性的で魅力のある景観を保全・創造するために、本県の景観資産として登録された武家屋敷通りなどの「まちなみ」や教会等の「建造物」等の景観資産の概要を掲載し、県内地域住民、県外からの観光客等を配布対象者としている。 平成28年4月時点で210件(前年度から13件増)が景観資産として登録されているが、登録された資産は、毎年一部の変更にとどまる。そのため、経済性の観点から、毎年印刷業務を発注するのではなく、2年にまとめて印刷業務を発注することなど、効率的な発行のあり方を検討する必要がある。 また、行政機関以外の主な配布先は、長崎空港等の交通拠点500部、ハウステンボス500部、県立図書館300部、道の駅180部等、観光客を想定したものが主となっているが、県内地域住民がより直接手に入れやすい配布先を検討する必要がある。</p>	<p>平成29年度は「長崎景色」の印刷業務を発注せず、今後、より効果的な活用がなされるよう「QRコード」の掲載を含めデザインの見直しを進めることとし、平成30年度に印刷業務を発注する予定です。 また、配布先の見直しを行い、市町への重点的配布を行うなど、市町と連携して地域住民が手に入れやすい方法を検討していきます。</p>
<p>(2) 掲載内容について 「長崎景色」は、本県の景観資産として登録された約200件の建造物等の説明、写真、位置図等を掲載している。そのうち、位置図については、縦26mm、横35mmと寸法が小さく、場所の特定が容易ではないと思われるものが見受けられる。しかし、持ち歩きすることを想定しているため、冊子の寸法の制約があり、位置図の寸法を大きくすることは困難である。 ガイドブックとしての役割があり、景観資産の場所の特定を容易にするため、QRコードを掲載することなど、スマートフォン等で活用できるよう検討する必要がある。</p>	<p>平成29年度に「景観景色」のより効果的な活用がなされるよう「QRコード」の掲載を含めデザインの見直しを進めることとし、平成30年度に印刷を発注する予定です。</p>
<p>(3) インターネットの活用について 「長崎景色」について、観光客等へのPRの目的のため、最新版の発行に伴い、県庁ホームページに掲載する電子ファイルを最新の内容に更新する必要がある。 また、長崎観光ポータルサイトや県庁ホームページの「県の発行物」にリンクを貼るべきである。</p>	<p>県庁ホームページは、最新の内容に変更済みです。また、県観光ポータルサイトへのリンクも対応済みです。 「県の発行物」については、今後、改訂版を印刷する際にリンクを貼ることといたします。</p>

28教総第415号
平成29年5月24日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二



平成28年度行政監査結果に係る措置について（通知）

平成29年3月21日付28長監第62号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成28年度行政監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
監査対象機関:生涯学習課	
【監査対象印刷物:長崎県の子どもにすすめる本500選 ブックリスト小学校中学年】	
<p>(2) 掲載内容について ウ 「長崎県の子どもにすすめる本500選 ブックリスト小学校中学年」は、有識者による選定委員会が選定した本のリストを県内の小学校3～4年生に配布している。各本の紹介が表紙、題名、著者及び出版社のみの掲載となっている。本により興味をもってもらうために、他県の同種の印刷物のように、各本のあらすじなどを記載することを提案したい。</p>	<p>今後、より多くの児童の読書習慣の定着を図るため、ご提案のあらすじなどを記載するとともに、従来の読書後の書く力を育む観点から掲載していた本の紹介欄等の充実も行う方向で検討してまいります。</p>
<p>(4) 配布先への働きかけについて 「長崎県の子どもにすすめる本500選 ブックリスト小学校中学年」について、「長崎県の子どもにすすめる本500選コーナー」の各学校での設置率は、平成27年度で62%にとどまっている。配布した印刷物の効果を上げるために、引き続き各学校のコーナーの設置率の向上に取り組む必要がある。</p>	<p>今後、ブックリストの送付や学校図書館の訪問等の際、各学校にコーナー設置率の向上を働きかけてまいりたい。</p>